

○関係法令

【目次】

1. 厚生労働省設置法（抄）	2
2. 厚生科学審議会令	3
3. 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会所掌事務	7
4. 厚生科学審議会運営規程	8
5. 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則	10

厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)(抄)

(厚生科学審議会)

第8条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
 - イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項
 - ロ 公衆衛生に関する重要事項
 - 二 前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
 - 三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。
 - 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、検疫法(昭和26年法律第201号)及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

厚生科学審議会令(平成12年政令第283号)

内閣は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第1条 厚生科学審議会(以下「審議会」という。)は、厚生労働省設置法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百十一号)及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第1条の2 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第2条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したとき

は、解任されるものとする。

- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第5条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
予防接種・ワクチン分科会	<ul style="list-style-type: none">一 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
生活衛生適正化分科会	<ul style="list-style-type: none">一 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。二 <u>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</u>三 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。**
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(議事)

- 第7条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

- 第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処

理する。ただし、予防接種・ワクチン分科会に係るものについては厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課において、生活衛生適正化分科会に係るものについては厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則（令和五年八月三〇日政令第二六三号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年九月一日から施行する。

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会所掌事務

- 1 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議する
- 2 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第58条第2項の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること
 - (1) 生活衛生同業組合が定める適正化規定の認可・変更・取消しに関すること。(法第9条第1項、第11条第1項、第2項関係)
 - (2) 生活衛生同業組合連合会が定める適正化基準の認可・変更に関すること。(法第55条関係)
 - (3) 全国生活衛生営業指導センターが定める標準営業約款の認可・変更に関すること。(法第57条の12第1項関係)
 - (4) 厚生労働大臣が定める公正な競争状態の判断基準に関すること。(法第9条第4項関係)
 - (5) 厚生労働大臣が行う料金又は営業方法の制限に関する勧告、命令に関すること。(法第56条の6第1項、第57条第1項関係)
 - (6) 厚生労働大臣が定める振興指針の策定に関すること。(法第56条の2第1項関係)

厚生科学審議会運営規程

(平成13年1月19日 厚生科学審議会決定)

厚生科学審議会令(平成12年政令第283号)第10条の規定に基づき、この規程を制定する。

(会議)

- 第1条 厚生科学審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(審議会の部会の設置)

- 第2条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第4条までにおいて同じ。)を設置することができる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、2以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(諮問の付議)

- 第3条 会長は、厚生労働大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

(分科会及び部会の議決)

- 第4条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

(会議の公開)

- 第5条 審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(分科会の部会の設置等)

第7条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って部会を設置することができる。

- 2 分科会長は、第3条の規定による付議を受けたときは、当該付議事項を前項の部会に付議することができる。
- 3 第1項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができる。
- 4 分科会長は、必要があると認めるときは、2以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(委員会の設置)

第8条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に諮って委員会を設置することができる。

(準用規定)

第9条 第1条、第5条及び第6条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第1条、第5条及び第6条中「会長」とあるのは、分科会にあっては「分科会長」、部会にあっては「部会長」と、第1条中「委員」とあるのは、分科会にあっては「当該分科会に属する委員」、部会にあっては「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則

(令和六年五月十五日 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会長決定)

厚生科学審議会運営規程(平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定)第十条の規定に基づき、この細則を制定する。

(議事)

- 第一条 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会長（以下「分科会長」という。）は、必要があると認めるときは、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会（以下「分科会」という。）に属する委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 2 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）第七条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

(専門委員会)

- 第二条 分科会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に属すべき委員等は、分科会長が指名する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会に属する委員等の互選により選任する。
- 4 委員長は、当該専門委員会の事務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、当該専門委員会に属する委員又は臨時委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 厚生科学審議会令第七条第一項及び第二項並びに前条の規定は、専門委員会の議事に準用する。

(会議の公開)

- 第三条 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは非公開とすることができる。

(議事録)

- 第四条 議事録は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。
- 3 専門委員会の資料は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、資料を非公開とすることができる。

(報告)

第五条 専門委員会で検討した事項は分科会へ報告するものとする。

(庶務)

第六条 専門委員会の庶務は厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課において処理する。

(雑則)

第七条 この細則に定めるもののほか、分科会又は専門委員会の運営に必要な事項は、分科会長又は委員長が定める。